二七二　政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件　二七226　六五六
二七三　共同募金会が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金として承認する件　三〇四
二七四　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　三〇227　一三八
二七五　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　三〇227　一三八
二七六　周波数割当計画の一部を変更する件　三〇227　一五〇
二七七　電波法施行規則第二号及び第七号の四に規定する陸上移動局を定める件　三〇227　一五一
二七八　無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ヘ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件　三〇227　一五一
二七九　五GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件等を廃止する件　三〇227　一五一
二八〇　陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件　三〇227　一五三
二八一　携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件　三〇227　一五五
二八二　広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件　三〇227　一五六
二八三　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件の一部を改正する件　三〇227　一五八
二八四　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件　三〇227　一六〇
二八五　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル五Gの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件　三〇227　一六四
二八六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件の一部を改正する件　三〇227　一六六
二八七　工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件　三〇227　一六七
二八八　外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件　三〇227　一六八
二八九　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　三〇227　一六八
二九〇　無線局（移動する無線局を除く。）であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件の一部を改正する件　三〇227　一九一
二九一　登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　三〇227　一九一
二九二　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　三〇227　一九二
二九三　端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を定める件の一部を改正する件　三〇227　一九四
二九四　電気通信事業法施行規則第三十一条の規定に基づく端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件　三〇227　一九五
二九五　四・九GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件　三〇227　一九六
二九六　特定基地局の開設計画の認定の有効期間を定める件　三〇227　二〇二
二九七　特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件　三〇227　二〇二
○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
一　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく